

佐賀県選挙管理委員会告示第 28 号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、平成 27 年 4 月 1 日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成 27 年 6 月 9 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

1 資金管理団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
西岡まさひろ後援会	西岡 正博	秋葉 正俊	佐賀市久保田町大字新田 1534-1

2 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
新友会	新井 儀明	新井 儀明	佐賀市八戸溝二丁目 2 番 1 号